

共済と「金融リテラシー」

上席専門職 武田 俊裕

目次

1. 「金融リテラシー」の内容・性格
2. 共済に加入する組合員の知識
3. 共済と「金融リテラシー」

1. 「金融リテラシー」の内容・性格

「リテラシー」とは「読み書き能力」を意味する語であり、近年は「生きていくうえで必要な、最低限身につけるべき能力」を指す外来語として定着している。「金融リテラシー」もその一例であり、「金融や経済に関わる知識や判断力」や「お金とのつきあい方に関

する知識やスキル」といった意味で広く用いられている言葉である。

「金融リテラシー」の具体的な項目・内容について明確な定義はないが、一般向けの入門書や政府広報において紹介されているもの¹を列挙すると、表1のようになる。

(表1) 「金融リテラシー」の内容とされているもの

項目	内容	
家計管理と生活設計	<ul style="list-style-type: none"> ●収入見通し、支出管理、口座管理 ●将来の必要額（結婚、養育・教育、住宅、老後生活）と確保の方法 	
金融	基礎・共通	<ul style="list-style-type: none"> ●金融・経済の基礎知識（お金の機能・役割、金利、為替、リターンとリスク） ●情報収集・取引にあたっての基本姿勢（内容と相手先の信頼性の確認、外部の知見の活用）
	貯蓄	●制度・商品に関する知識
	ローン	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅ローンに関する留意点 ●カードローン、クレジットローンの計画的利用
	保険	<ul style="list-style-type: none"> ●保障の必要な事態と、必要になる額の検討 ●商品知識（生命保険、火災保険、地震保険、自動車保険、賠償責任保険） ●保障点検の必要性
	投資	<ul style="list-style-type: none"> ●方針決定のための基礎知識（運用方法、運用期間） ●商品知識（債券、投資信託、株、外貨・海外資産、不動産、金）
関連知識	税金	●種類、確定申告、所得控除
	社会保険	●公的年金、医療保険、雇用保険、労災保険、介護保険
	その他	●相続 ●破産 ●防犯、トラブル対策
新しい情報	〔例〕 インターネット取引、暗号（仮想通貨）、キャッシュレス	

(注) 筆者作成

1 政府広報オンライン<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html> (2019年7月30日閲覧)、西村隆男・社会人なら知っておきたい金融リテラシー (2016年・祥伝社)、奥田真之＝大藪千穂・はじめての金融リテラシー お金のキホンを身につけよう! (2018年・昭和堂) および坂本綾子・節約・貯蓄・投資の前に 今さら聞けないお金の超基本 (2018年・朝日新聞出版) 参照。

しかしながら、生活者が広く「金融リテラシー」を身につけて、適切かつ積極的な金融取引を行うことは必ずしも容易ではないと考えられる。主な理由は次のとおりである。

- ① 内容が広範であるうえ、一人ひとりの生活者にとって必要な知識は、年齢、職業（収入）、資産、家族の状況や価値観によって区々である。
- ② 税制や社会保険制度は頻繁に変更され、新たな金融商品の開発や運用環境の変動もめまぐるしい。これらを、投資家でない生活者がアップデートし続けることは困難である。
- ③ 生活者が実際に保険や投資の取引を行うためには、「最低限の知識や判断力」では不十分である。例えば、「保険には〇つの種類があり、ライフステージに応じて加入内容を見直す必要がある」ということを「知っている」だけで、加入先の選択や加入額、保障見直しの具体的な判断ができるわけではない。「資産形成には長期・積立・分散投資が望ましい」という知識を得たからといって、具体的な運用手段・ポートフォリオを決め、長期にわたって適切に管理できるようになるわけではない²。
- ④ 生活者が、知識・情報・助言を、いつ、どこから得るべきか、得られるかが不明確である。個々の生活者が生涯にわたって継続的にファイナンシャルプランナーを雇うことも、銀行・保険会社・証券会社の営業

担当者から長期にわたって包括的・中立的なサポートを受け続けることも、現実的ではない。

2. 共済に加入する組合員の知識

本節では、視点を変えて、「共済に加入する組合員が身につけるべき知識」とはどのようなものかを検討する。ここでいう「身につけるべき」とは、「共済に加入する前提として必要となる」という意味と、「組合員が生活していくための素養として役に立つ」という意味を兼ね備えている。

筆者は、以下の(1)～(3)を「共済に加入する組合員が身につけるべき知識」と考えている。

(1) 自らの組合の共済に加入する意義

協同組合の理念・特性として、組合員は単なる共済事業の利用者ではなく、運営主体でもあり、組合はそのことを組合員に教育すべきとされている。したがって、組合員には

- ① 自らの組合がなぜ共済事業を実施しているか
 - ・ 組合員の保障課題をどのように捉え、どのようにそれに応えようとしているか
 - ・ 共済事業を通じて何を達成しようとしているか
- ② 保険や他の共済とはどこが違うのか

を伝え、「自らの組合の共済に加入することが、他の組合員にとって、あるいは地域社

2 近年の金融庁は、資産運用を成長戦略の一環と位置付け、「投資」を「資産形成」と言い換え、そのための環境整備として「金融リテラシーの向上」を提唱し、その内容として「資産形成には長期・積立・分散投資が望ましい」旨強調しているが、バブル崩壊やリーマンショックを経験し、高齢化の進行、低金利の固定化、消費増税、年金財政の逼迫、格差・貧困の拡大、雇用の不安定化に晒されて将来不安を募らせている生活者の多くが、根強い損失回避志向を捨てて貯蓄から投資に一気にシフトするとは考えにくい。2019年6月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書『高齢社会における資産形成・管理』は、長期・積立・分散投資を強く推奨し、その環境整備として「金融リテラシー」の向上を明記し、「目玉政策」である「つみたてNISA（積立型少額投資非課税制度）」と「iDeCo（個人型確定拠出年金）」を詳しく紹介したものであったが、周知のとおり「老後の資産が2,000万円不足する」という箇所が突出して批判的にとりあげられ、結果的に政府に対する不信感と将来の生活への不安を増幅させたことは、（野党やマスコミのとりあげ方の適否の問題はあるとはいえ）象徴的な出来事であった。

会にとってどのような意義があるか」を理解し、「共済事業の利用を通じて自らの組合の協同組合運動に参画する」という意識を持ってもらうことが必要である。

組合がこれを怠って共済契約の推進・締結を行ったとすれば、組合員にとっては「自分にとって有利な（便利な）加入先を提示され、選択した」または「推進担当者が信頼できるから加入した」といった、一般的な保険加入者と大差のない意識を持つにとどまることとなろう。この意味で、共済に加入する組合員に「自らの組合の共済に加入する意義」を理解してもらうことは、「協同組合らしい共済事業活動の実践」に不可欠の要素といえる。

筆者は、この点に関して、近年の環境変化に対応して協同組合共済が独自性を発揮していくために求められる今日的課題であり、組合が取り組むうえでの留意点や各組合の独自性のポイントとなり得る具体例を指摘したことがあり³、その概要は表2・表3のとおりである。

（表2）「自らの組合の共済に加入する意義」を伝えるうえでの留意点

- ① 自分の払い込んだ共済掛金の使途（他の組合員に支払われる共済金の原資、事業利益の組合員・地域への還元）を伝えること
- ② 「組合員の声（保障需要や生活実感）」を踏まえた保障内容であることを伝えること
- ③ 「自らの組合のこと」として理解・共感しやすい内容とすること（表3参照）。
- ④ 組合員への広報と、役職員への教育・研修を連動させること

（表3）各組合の共済事業・地域貢献活動の特徴（具体例）

- ① 組合員との信頼性・共感性の高い関係づくり
- ② 組合員の需要を踏まえた保障の設計・提供
- ③ わかりやすい保障内容、迅速な共済金給付
- ④ 事業収益の組合員への還元
- ⑤ 地域社会の発展への貢献
- ⑥ 防災・減災の働きかけ、被災者・被災地への支援
- ⑦ 組合員・地域住民の健康管理・医療
- ⑧ 国内外で共有される理念や目指すべき社会像を持つこと

（注）表2・表3ともに武田（2019）³をもとに筆者作成

（2）共済の効用——組合員のリスクマネジメント

第2の「共済に加入する組合員が身につけるべき知識」として、自分が共済に加入する（または、加入を検討する）ことに、今後の生活設計の一環となるリスクマネジメントとしての効用があることを挙げるができる。

① 共済とは

そもそも共済とは、「発生する確率は低いが、発生すると重大な損失をもたらすリスクに対して、同じリスクを持つ人々が少しずつお金（共済掛金）を出し合って備え、リスクが実際に発生した人にお金（共済金）を支払う」という制度である。このことは、「将来の不確実で大規模な損害発生リスク」を、「現

3 武田俊裕「協同組合共済をめぐる環境変化と対応」・共済と保険の現在と未来 勝野義孝先生古稀記念論文集250頁（2019年・文眞堂）参照。

在の確実で小規模な掛金コストに変換する」または「共済事業を行う組合に移転する」と説明されることがあり、また、共済への加入は「リスクに対する事後的な、財務的な備え」と説明されることもある⁴。これらは、一般の保険会社の行う保険と共通であり、多くの組合員が既に理解していると考えられる。

ただし、高齢化の進展に伴い広く利用されるようになった、老後の生活費や医療費の負担に備える共済（年金共済や医療共済）や相続対策として活用される共済については、「万一に備える」というよりは、「将来見込まれる負担を次世代に負わせないために、自ら計画的に備える」という性格が強いことから、こうしたことも共済の効用として組合員の理解を得ることが望ましい。

② 共済で備えるべきリスクの種類・影響度の把握と対応

組合員が共済に加入するにあたっては、その共済によってどのようなリスクに、どの程度の加入金額で、どの程度の掛金を負担して備えることが必要ないし適切かを判断してもらう必要がある。

組合員にこれらの判断をしてもらうためには、次のような理由から、組合の側から、考え得るリスクの種類とその影響度を示して、点検や判断を促す⁵ことが望ましい。

ア 組合員が、自らの現在と将来のリスクの種類や影響度を、もれなく正確に認識することは難しい⁶（次頁表4参照）。

イ 共済加入にあたっての判断は、組合員の年齢や世帯構成、価値観、共済加入と

共済金受取経験の有無・内容等によって区々となる。例えば、稼ぎ手が死亡した場合、その後の生活費について「〇年あれば配偶者が安定した収入を得られる」と考えるか「配偶者の安定収入は難しい」と考えるか、子の将来をどのような形で支援したいと考えるか、それらの支出につきどの範囲を貯金で賄い、どの範囲を共済で備えるか、といった事柄は、人によって異なる。また、そうした事柄を「自分で判断できる」と考える人と、「知識・経験を備えた人に相談したい」と考える人がいることも想定される。

ウ 組合員にとってのリスクの種類・影響度は、時間の経過とともに変化するため、「若いうちに1度きちんと保障設計をしておけば完結する」というものではない。組合員自身のライフステージの変化（結婚・離婚、就職・転職・引退、子の誕生・就学・独立、健康状態）に伴って変化するだけでなく、公的年金をはじめとする社会保険制度の変更や、医療技術・介護サービスの進展、自転車に対する賠償責任保障付帯の義務化のような社会環境の変化も、共済によって備えるべきリスクに影響を与える。

こうした働きかけを受けた組合員は、自らの現在と将来のリスクの種類や影響度を把握し、それに対してその時点でどう対応するか（または、対応せずに課題を残すか）を判断することができる。

組合員に対するこうした働きかけは、共済

4 奈良由美子・改訂版 生活リスクマネジメント99頁および107頁（2017年・放送大学教育振興会）参照。

5 この働きかけの具体的な方法として、例えば新聞広告やインターネットでの情報提供で十分であると考えるか、面談の機会を設けて説明することがよいと考えるかは、それぞれの組合において、契約内容の難易、組合員の利便・意向、組合の活動コスト等を踏まえて判断し、実施している。

6 生活者が自ら行うリスク分析・評価の限界については、奈良（前掲注4）54頁および110頁参照。

(表4) 組合員の生活上のリスク

大分類	中分類と例 (◆は共済と深く関わるもの)
犯罪	●犯罪・テロ ●迷惑行為(暴走族、悪質商法)
事故	◆交通事故 ●公共交通機関の事故 ◆火災 ●工場事故 ●原子力発電所の事故 ●社会生活上の事故(水の事故、山の事故、職場での事故)
自然災害	◆地震・津波災害 ◆台風などの風水害 ◆火山災害 ◆雪害
サイバー空間の問題	●コンピュータ犯罪 ●大規模なコンピュータ障害
健康問題	◆病気 ●感染症 ●子ども・青少年の健康問題(突然死、拒食症・過食症) ●老化(認知症) ●医療上の問題(医療事故、薬害)
食品問題	●食中毒(生産地・原産地表示) ●残留農薬・薬品(添加物) ●遺伝子組換え食品
社会生活上の問題	●教育上の問題(いじめ、体罰) ●人間関係のトラブル ●地域コミュニティ(過疎化、孤独死、老々介護) ●情報の問題(情報過多、テクノ難民) ●育児上の問題(虐待、育児ノイローゼ) ●生活経済問題(就職難、失業、家業の経営不振・後継者難) ◆社会保障問題(年金制度の破綻、社会保険料の負担増) ◆老後の生活悪化(介護、年金減額)
経済問題	●経済悪化(不景気、倒産、金融機関の破綻) ●経済不安定(為替不安)
政治・行政の不安	●政治不信 ●制度変更(民営化、ペイオフ) ●財政破綻 ●少子高齢化 ●国際上の問題(貿易問題、ノウハウ流出、知的所有権)
環境・エネルギー問題	●地球環境汚染 ●大気汚染・水質汚濁 ●室内環境汚染(シックハウス) ●化学物質汚染(水銀、ダイオキシン) ●生物多様性(多様性の減少、侵略的外来生物) ●電力不足・水不足・食料不足

(注) 文部科学省 科学技術・学術審議会 安全・安心科学技術委員会「安全・安心科学技術に関する重要課題について」(2011年10月25日)をもとに筆者作成

推進の場において既に長く行われてきているが、これを単に「1つの共済契約の締結のために行う一過性のニーズ喚起」と捉えるのではなく、「組合員の生活設計に不可欠な継続的リスクマネジメント」と捉えることで、共済事業を行う協同組合が組合員に対して果たす役割としての位置づけがより鮮明になると

考えられる⁷。

今後、これに継続的に取り組んでいく組合は、組合員の認識を聞き出し、導くためのコミュニケーション能力と、組合員から聞き出した「声」を「現場での気づき」として集約して今後の事業展開に活かすためのルール(仕掛け)づくりが求められる(表2②参照)。

7 共済推進を行う担当者を「……プランナー」や「……アドバイザー」と呼ぶ組合があるが、そうした呼称にはこのような含意があると考えられることもできる。

③ リスクの軽減に向けた取組み

①で述べたとおり、共済は、リスクが具体的に発生した組合員にお金を支払うものであり、共済に加入したからといって、リスクの発生自体を抑制することができるわけではない。

これに関して、共済事業を行う協同組合では、共済に関連する組合員サービスないし地域貢献活動として、リスクの啓発⁸、健康管理、交通事故防止や防災等に取り組んできている。組合員にとって、共済に加入することによって「リスクの発生後に受け取れるお金」を準備することと同じように、そのリスクの発生を未然に防ぐことを日頃から意識して取り組むことは、生きていくうえで重要なことであり、その効果が上がれば、共済の収支改善を通じて将来の掛金負担の軽減につながることも期待できる⁹。

こうした取組みは、組合員の属性が明確であり、地域社会への関与を指針とする協同組合の特徴を活かしたものであり、組合が共済事業を行うことの効用として組合員に知ってもらう価値のあるものである。

このことは、本来、組合員の「リスクへの備え」として一体的に捉えるべきものを、「金融リテラシー」という枠組みで捉えきることができるかどうかという問題を提起していると考えられることもできる。

(3) 加入する共済の具体的な保障内容・条件と手続

第3の「共済に加入する組合員が身につけるべき知識」は、加入する、または加入を検討する共済の具体的な保障内容・条件や、自らの権利を行使し、義務を履行する手続に関する知識である。共済契約の当事者・関係者として権利・義務の主体となる組合員がその具体的な内容を正しく把握する必要性については改めて論ずるまでもない。

筆者は別稿¹⁰で、これらを組合員にわかりやすく伝えることは、共済加入にあたって組合員の納得や満足を得るためにも、また、共済金をめぐる苦情・紛争や請求漏れを防ぐためにも必要であり、組合がそれに取り組むうえで次頁表5に示した点に留意すべき旨を指摘した。

共済事業を行う協同組合は、近年、推進に用いる資材の改善、インターネットによる情報提供の充実、共済約款の簡素化等、共済の内容を組合員にわかりやすく伝える取組みをすすめてきており、これを促す法令・行政監督もより具体的なものとなってきている。とはいえ、共済による保障の不可視性や組合員と組合の間の知識・情報の非対称性（偏在）という特性に根差す「共済は難しい」という認識・イメージは一気に、あるいは容易に払拭できるものではなく、新たな共済の開発や既存の共済の改定も引き続き行われている。

8 近年の、協同組合らしい組合員向けのリスク啓発活動の例として、大学生協共済連による書籍の発行や、JA共済連による農作業事故の発生状況にかかる分析結果の公表を挙げることができる。三菱総合研究所＝全国大学生生活協同組合連合会＝全国大学生協共済生活協同組合連合会・最新情報版 大学生が狙われる50の危険（2017年・青春出版社）およびJA共済連2018年8月9日付「ニュースリリース」参照。

9 民間の生命保険会社が近年販売を開始したいわゆる「健康増進型保険」は、保険加入と健康管理を従来よりも一体的に捉え、契約者が保険期間中、自らのリスクを意識し、その軽減に取り組むよう動機づけることを趣旨とした保険商品といえる。同様の共済を協同組合が実施すべきかについては、組合員の意向、組合員間の公平性、組合員・組合双方の事務的負荷、組合員の健康状態の把握の精度、リスク軽減の効果予測等を踏まえ、今後検討がすすむことが予想される。

10 武田俊裕「共済の「わかりやすさ」を考える」・共済総研レポート第162号18頁（2019年・JA共済総合研究所）参照。

(表5)「加入する共済の具体的な保障内容・条件と手続」を伝えるうえでの留意点

- ① 資料の体裁や文章表現といった形式的な側面だけでなく、説明すべき事項の趣旨や効果といった内容的な側面を「物語」として簡潔かつ正確に伝えるべきであること
- ② 保障仕組み自体を単純化することだけが正しいわけではないが、複雑なところがあれば、それをわかりやすく伝える説明力を養う必要があること
- ③ 伝える相手の性格や状況に応じた「物語の伝え方」をすべきであること
- ④ 加入時に行った説明を、その後の知識として定着させる必要があること
- ⑤ 説明資料の作成や推進担当者の研修を含めた「保障提供のプロセス」を常に点検・改善する必要があること

(注) 武田 (2019) ¹⁰をもとに筆者作成

前節1. では、様々な金融商品に関する具体的な知識を生活者自らがアップデートしつつ身につけることが困難であると述べたが、それぞれの組合が共済に関して組合員に伝えるべき知識・情報を、適切なタイミングでわかりやすく伝える方法については、なお一層の努力や工夫が求められていくのではなかろうか。

3. 共済と「金融リテラシー」

前節1. では、一般的に「金融リテラシー」と呼ばれているものを生活者が身につけることが、実際には容易でないこと、また、そこで「保険に関する最低限の知識」とされているものを身につけたからといって、組合員が共済に加入するにあたって必要な知識や判断力が必ずしも備わるわけではないことについ

て述べた。しかしながら、金融・経済に関する生活者の知識・判断力を高めることが全く必要ないというわけではない。表1に示した「金融リテラシー」の内容には、将来自らが家計管理の主体者となるうえで不可欠の素養として、就学中から身につけることが望ましいものが含まれている。例えば金融商品の取引にあたっての基本姿勢としての情報収集の方法や、防犯への意識や知識についてである。なかでも防犯についていえば、具体的に学ぶことで近年増加する詐欺被害等への未然防止に資することが期待できるだろう。

「家計管理と生活設計」以外の項目については、自らが家計管理の主体となった段階で、自ら関わることになる社会保険・税制等の諸制度や自ら行う金融取引に関して、個々に情報収集・判断・経験を重ねながら身につけていくのが自然であろう。共済加入を含む、協同組合との関わり方・取引についての知識・判断力を習得することもその一環である。

前節2. では、共済について習得すべき知識・判断力として、「協同組合の運営主体としての自覚」、「生活していくうえでのリスクの範囲・影響度とそれへの対応」、「具体的な契約内容・手続」の3点を挙げたが、組合員にそれらを身につけてもらい、ライフステージの変化に対応して適切な判断をしてもらうためには、組合の側からの保障設計・提案の働きかけや組合員対応によって、組合員の側に安心・納得や信頼感をもたらしていくような「成功体験」として、組合に積み重ねられるべきである。

なお、前段で述べた「共済について習得すべき知識・判断力」のことを「共済リテラシー」と呼ぶことは決して望ましくなからう。

「リテラシー」という外来語は身近になったとはいえ、「共済リテラシー」と表現した場合にそれが何を指すか、指すべきかについては、組合により、あるいは論者により区々となつて議論が混乱するおそれがあるからだ。また、「金融リテラシーの一部に共済リテラシーが含まれる」という誤ったイメージをもたらす懸念もある。さらに、そもそもこうした知識・判断力を「読み書き能力」になぞらえてその有無や程度を論じること自体、組合員に対して著しく礼を失すと考えられるからである。

協同組合は、組合員と同じ地域・職域に根差した身近な存在であり、また、生命分野・損害分野の共済をともに実施する場合や共済以外の事業を行うことが認められている場合には、一般の保険会社よりも広い視野・選択肢を持って組合員に接することができる存在である¹¹。そうした意味で、共済事業を行う組合は、組合員の参画意識とリスクマネジメントを導く「最善のアドバイザー」となることを通じて、組合員との共感性を高め、組合員への奉仕という事業目的に貢献すべき役割を担っているといえよう。

11 逆に、実施する事業の範囲や共済の種類が絞り込まれている組合の場合には、組合員に訴求すべき内容が明確でわかりやすいものとなると考えられる。